

(附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間の読み替え)

第十一条 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新プログラム登録特例法第二十六条の規定の適用については、同条中「第四条第一項又は著作権法」とあるのは「著作権法」と、「第四条第三項又は同法」とあるのは「同法」とする。

(罰則についての経過措置)

第十二条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第八条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(映画の盗撮の防止に関する法律の一部改正)

第十三条 映画の盗撮の防止に関する法律の一部を次のように改止する。

第三条第一項中「含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「第一百三十三条第三項」を「第一百三十三条第二項」に改める。

(著作権法)の一部を改正する法律の一部改正

第十四条 著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「新法」を「著作権法」に、「新法」を「同法」に、「録音録画有償著作物等」を「有償著作物等特定侵害録音録画」に、「著作権法第二百十九条第三項」を「同法第二百十九条第三項第一号」に、「同じ」の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画」を「この項において同じ。」に、「その事実」を「有償著作物等特定侵害録音録画であること」に改め、同条第三項を削る。

附則第八条中「録音録画有償著作物等」を「著作権法第二百十九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等」に、「講じる」を「講ずる」に改める。

附則第九条中「新法第二百十九条第三項」を「著作権法第二百十九条第三項(第一号に係る部分に限る。)」に改める。

附則第十条を削る。

御名 御璽
令和二年六月十二日

文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 安倍晋三
内閣総理大臣 安倍晋三
内閣総理大臣 安倍晋三

強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律をここに公布する。

法律第四十九号

強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「第二十八条の四十六」を「第二十八条の四十七」に、「第二十八条の四十七—第二十八条の五十」を「第二十八条の四十八—第二十八条の五十二」に、

「第二十八条の五十二」を「第二十八条の五十三」に、「第二十八条の五十二」を「第二十八条の五十四」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に、「第九十九条の十二」を「第九十九条の十四」に改める。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(事故の備え及び事故時の措置)

第二十六条の二 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するためには必要な対策を講じておかなければならない。

2 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するためには必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならない。

(電気工作物の台帳の作成等)

第二十六条の三 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業の用に供する電気工作物の設置の時期、耐用年数その他経済産業省令で定める事項を記載した台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

第二十七条第一項中「事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するためには必要な修理その他の措置を速やかに行わない」を「一般送配電事業者が第二十六条の二又は前条の規定に違反していると認める」に改める。

第二十七条の十二中「第二十七条第一項」を「第二十六条の二、第二十六条の三、第二十七条第一項」に、「並びに第八条第二項」を「第八条第二項並びに第二十六条の三第二項」に、「同条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十七条の二十六第一項中「及び」を「から第二十六条の三まで及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条の三第二項中「供給区域」とあるのは、「供給地点」と読み替えるものとする。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「第二十六条の二」を加える。

第二章第七節第一款の款名中「電気事業者」を「電気事業者等の」に改める。

第二十八条中「は」を「及び発電用の自家用電気工作物を設置する者(電気事業者に該当するものを除く。)」に改め、「その事業」及び「第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ」を削る。

第二十八条の四十四第三号中「この条」を「この項」に、「第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項」を「以下この節」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。

第二十八条の四十五号中「者」の下に「その他の供給能力を有する者」を加え、「発電用の電気工作物の設置」を「供給能力の確保」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五の三 前号に掲げる業務(第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。